

議案第 73 号

令和元年度狭山市一般会計補正予算（第 4 号）

補正予算別冊のとおり

令和元年 9 月 2 日提出

狭山市長 小谷野 剛

## 令和元年度狭山市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度狭山市一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,884,529千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,985,413千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 地方交付税		千円 1,830,000	千円 230,560	千円 2,060,560
	1 地方交付税	1,830,000	230,560	2,060,560
14 分担金及び負担金		300,407	△61,163	239,244
	1 負担金	300,407	△61,163	239,244
15 使用料及び手数料		953,895	△55,032	898,863
	1 使用料	684,399	△55,032	629,367
16 国庫支出金		7,034,475	224,664	7,259,139
	1 国庫負担金	5,422,053	241,438	5,663,491
	2 国庫補助金	1,581,808	△16,774	1,565,034
17 県支出金		3,549,959	504	3,550,463
	2 県補助金	1,144,662	504	1,145,166
20 繰入金		2,301,802	391,058	2,692,860
	1 特別会計繰入金	2	391,058	391,060
21 繰越金		600,000	1,107,479	1,707,479
	1 繰越金	600,000	1,107,479	1,707,479
22 諸収入		943,264	239,470	1,182,734
	6 雑入	373,997	239,470	613,467
23 市債		3,117,100	△193,011	2,924,089
	1 市債	3,117,100	△193,011	2,924,089
歳 入 合 計		47,100,884	1,884,529	48,985,413

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 6,434,405	千円 1,590,121	千円 8,024,526
	1 総務管理費	5,074,018	1,574,121	6,648,139
	2 徴 税 費	608,313	16,000	624,313
3 民生費		19,789,836	357,799	20,147,635
	1 社会福祉費	9,128,760	4,235	9,132,995
	2 児童福祉費	8,467,005	325,276	8,792,281
	3 生活保護費	2,180,435	28,288	2,208,723
4 衛生費		3,676,607	2,803	3,679,410
	1 保健衛生費	1,573,010	2,803	1,575,813
10 教育費		4,775,074	△66,194	4,708,880
	2 小学校費	1,465,298	4,700	1,469,998
	4 幼稚園費	276,401	△70,894	205,507
歳 出 合 計		47,100,884	1,884,529	48,985,413

## 第2表 地方債補正

### 変 更

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	補正前	千円 1,650,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
	補正後	1,456,989	同上	同上	同上